

大 学 院



2025年度 大学院要覧

目 次

教育目標

修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）	180
教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）	180
入学者の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）	182

学生生活等 p.30～65もご確認ください。

○授業について	183
○学籍番号について	183
○自動車通学について	183
○奨学金について	183
○研究補助費について	184

心理臨床学専攻

心理臨床学専攻カリキュラム	185
講義担当教員	186
「臨床心理士」及び「公認心理師」受験資格取得要件科目対応表	187

教育学専攻

教育学専攻カリキュラム	188
講義担当教員	189
「学校心理士」受験資格取得要件科目対応表	190
教育職員免許状について	191

諸規則（大学院）

神戸親和大学大学院学則	192
神戸親和大学学位規程	138
学校法人親和学園学費規程	139
神戸親和大学大学院文学研究科心理臨床学専攻研究指導内規	195
神戸親和大学大学院文学研究科教育学専攻研究指導内規	195
神戸親和大学大学院学位論文提出内規	196
心理臨床学専攻修士論文の審査基準及び最終試験実施要項	197
教育学専攻修士論文の審査基準及び最終試験実施要項	198
神戸親和大学大学院科目等履修生規程	199
神戸親和大学大学院生の科目等履修生に関する取扱要領	200
神戸親和大学大学院単位認定取扱要領	200
神戸親和大学大学院研究生規程	201
神戸親和大学研究倫理基準	151
神戸親和大学大学院授業料免除規程	202
神戸親和大学学生の自動車通学等に関する取扱要領	154
神戸親和大学キャンパス・ハラスメント等防止規程	155
神戸親和大学大学院文学研究科長期履修学生規程	203
神戸親和大学学生懲戒規程	169

建学の理念・目的

学校法人親和学園は、明治20年に佐々木祐誓を中心に神戸元町、善照寺内に親和女学校として開校。一旦、閉校されたが、友國晴子が熱意と独力で再興した。その建学の理念・目的は、当時としてはまことに先進的なもので、社会において自立して活躍する女性の育成にあった。校祖父友國晴子は「只々一家をもつだけに汲々たるは心ある者の恥するところなれば、折々は世間にも出て公共の事業にも働き、内外とも有用の人と成り遊ばすやうあらまほしう存じ候」と述べ、当時、すでに女性が社会において活躍し有為の人材となることの意義を認識していた。国際社会をも視野に入れたその見識は先見の明に富むものであった。この建学の理念は、以来、今日まで130年有余にわたって、親和女学校を経て、親和中学校、親和女子高等学校、神戸親和大学の教学の基本理念として、脈々と継承されている。また、「誠実」「堅忍不拔」「忠恕温和」という校訓も、いわば、人間としての普遍的な生き方を示す教育的価値として、今日まで親和学園の教育を支え続けている。

教育目標

◆心理臨床学専攻

臨床心理士・公認心理師の養成を目的とし、保健医療・福祉・教育・司法・産業の分野において、心理学・臨床心理学に関する専門的知識及び技術をもって、心身に問題を抱える人々を支援できる人材を育成する。

◆教育学専攻

教育分野において、深広な専門的知識に裏打ちされた豊かな研究能力、高度な実践力及び指導力を備えた教育者を養成する。

修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

◆心理臨床学専攻

大学院心理臨床学専攻では、本大学院の教育目的を達成するために設定された科目を履修し、基準となる単位数を修得した上で、本専攻が教育目標として掲げる、以下に示す3つの専門的な資質能力を通じて専門的職業に寄与できる者に対し学位を授与します。

- ①心理臨床に関わる領域あるいはその近接領域に関わる領域の幅広い高度な知識を習得し、活用できる。
- ②心理臨床実践の経験を豊富にもち、保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働等分野で実践できる。
- ③研究能力を高め、専門的知識に裏付けられた修士論文を作成できる。

◆教育学専攻

大学院教育学専攻では、本大学院の教育目的を達成するために設定された科目を履修し、基準となる単位数を修得した上で、本専攻が教育目標として掲げる、以下に示す3つの専門的な資質能力を通じて専門的職業に寄与できる者に対し学位を授与します。

- ①学校教育を中心に教育が直面するさまざまな課題に適切に対応する高度な専門的知識を修得し、活用できる。
- ②様々な教育現場において豊かな実践力と高度な指導力を備えた教育者となる。
- ③研究能力を高め、専門的知識に裏付けられた修士論文を作成できる。

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

◆心理臨床学専攻

本心理臨床学専攻では、修了認定・学位授与の基本方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、専門分野の学問を専門的に深く学ぶための専門教育科目群を体系的に編成し、講義、演習、実習等の教育方法を適切に実施し、実施された教育の評価を行います。

（1）教育内容

- ①心理臨床に関わる領域あるいはその近接領域に関わる領域の幅広い高度な知識の習得のため、必修科目として「臨床心理学特論Ⅰ・Ⅱ」、「臨床心理面接特論Ⅰ（心理支援に関する理論と実践）・Ⅱ」、「臨床心理査定演習Ⅰ（心理的アセスメントに関する理論と実践）・Ⅱ」を配します。また、選択必修科目として「臨床心理実習Ⅰ（心理実践実習A）」、「臨床心理実習Ⅱ（心理実践実習B）」、「心理学研究法特論」、「心理学統計法特論」、「神経心理学特論」、「学校臨床心理学特論（教育分野に関する理論と支援

の展開）」、「認知行動療法特論（心理支援に関する理論と実践）」、「社会心理学特論（産業・労働分野に関する理論と支援の展開）」、「対人行動学特論」、「コミュニティ心理学特論（家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践）」、「司法・犯罪心理学特論（司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開）」、「精神医学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開）」、「精神保健学特論（心の健康教育に関する理論と実践）」、「福祉心理学特論（福祉分野に関する理論と支援の展開）」、「心理療法特論」、「発達臨床心理学特論」、「投映法特論」を配します。

- ②心理臨床実践の経験を豊富にものため、必修科目として「臨床心理基礎実習」、「臨床心理実習Ⅱ」、「相談指導Ⅰ・Ⅱ」を配し、学内（心理・教育相談室）及び学外（病院・施設）での実習を数多く取り入れ、事例の発表と検討（ケースカンファレンス）を通して、実践活動の深化を図ります。

- ③研究能力を高めるため、必修科目として「特別研究Ⅰ・Ⅱ」、「心理臨床学演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」を配し、1年次より集団指導の段階から個別指導へ移行する中で、院生が呈示する研究テーマと研究計画に基づいて、「心理学研究法特論」、「心理学統計法特論」などで習得した専門知識に裏付けられた修士論文の作成を図ります。

（2）教育方法

- ①幅広い専門知識の修得のため、バランスを考え、院生が単位修得に必要な学習時間を確保できるよう必修科目と選択科目を設定します。
- ②心理臨床の実践力を身に付けるため、臨床心理士及び公認心理師に必要な基本的スキルと態度の体得、さらに心理相談業務の把握と実践的技能的修得ができるよう実習内容を設定します。
- ③研究能力を高めるため、1年次前半の集団指導では卒業論文の発表を通じて、研究における科学性と臨床における個性性との関連性について理解を進め、個別指導では各院生の設定したテーマ・研究方法・データ分析の適切性を検討し、各院生が質の高い修士論文を完成できるよう「特別研究」、「心理臨床学演習」を設定します。

（3）教育評価

- ①履修科目の成績評価として、GPA（グレード・ポイント・アベレージ）制度を活用します。院生が自らの学習成績を的確に把握し、より適正な履修計画を立てることができるように支援します。
- ②修士論文の評価は、修士論文ループリック評価基準に従い、各評価項目のA評価・B評価・C評価・D評価の程度によって、大学院担当教員の合議の上、決定します。

◆教育学専攻

本教育学専攻は、修了認定・学位授与の基本方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、教育学分野、教育心理学分野、教育実践学・国際教育分野に関する専門的科目群を、深広な学識と研究能力を養えるように体系的に編成し、講義、演習等の教育方法を適切に実施し、実施された教育の評価を行います。

（1）教育内容

- ①豊かな研究能力を養うため、教育学専攻の基本科目を配します。「教育学演習」、「教育心理学演習」、「教育実践学・国際教育演習」が属します。
- ②教育学分野の専門的科目群には、教育の本質と目的、内容と方法について教育学的に深めることができる科目を配置します。教育学的認識を深める科目として、「教育哲学特論」、「道徳教育特論」、「カリキュラム特論」、「教育方法学特論」、「教育社会学特論」、「教育行政学特論」、「臨床教育学特論」を配します。また、幼児教育の専門知識を深める科目として、「幼児教育学特論」、「幼児教育方法学特論A（基礎）」、「幼児教育方法学特論B（レッジョ・エミリア教育）」、「幼児教育マネジメント特論」を置きます。
- ③教育心理学分野の専門科目群には、子どもの発達と学習について心理学的に深めることができる科目を配置します。心理学的認識を深める科目として、「教育心理学特論」、「学校心理学特論」、「発達心理学特論」、「学校カウンセリング特論」、「学校心理臨床特論」を配します。また、教育心理学系の発展科目として、「心理教育アセスメント特論」、「生徒指導特論」、「教育研究法特論」、「障害児教育特論」、「身体教育学特論」を置きます。
- ④教育実践学・国際教育分野の専門科目群には、教育実践を深める科目及び国際教育に関連する科目を配置します。教育実践学系列の科目として、「総合学習特論」、「スポーツ教育学特論A」、「スポーツ教育学特論B」、「メディア教育特論」、「ホリスティック教育特論」、「生涯福祉特論」を配します。また、国際教育系列の科目として、「日本語教育特論」、「日本語学特論」、「国際教育特論」、「海外教育実習」を配します。
- ⑤教育学分野、教育心理学分野、教育実践学・国際教育分野に関する高度な認識と豊かな教育研究能力を身に付けるために、「英書講読（教育学、教育心理学）」を開きます。
- ⑥専門的な学修と研究の集大成として、修士論文を作成します。そのための探究的な学びの授業として、「特別研究」を置きます。

（2）教育方法

- ①幅広いかつ専門的な知識を修得するため、必修科目と選択必修科目をバランスよく設定し、院生が単位の修得に必要な学修時間を確保できるよう設定します。
- ②教育学分野、教育心理学分野、教育実践学・国際教育分野のうち、一つの分野を選び、専門的に学修しますが、他の二つの分野を相補的に学修することによって、体系的に履修することができるようになります。

- ③研究能力を高めるため、各演習の授業においては、徹底した個別指導を行います。
- ④院生の主体的、探究的な学びを推進するため、アクティブ・ラーニングの方法を取り入れた授業を展開します。
- ⑤小学校教諭専修免許状、幼稚園教諭専修免許状、学校心理士資格を取得できるような教育課程を配列します。また、学部
の授業科目を科目等履修生として履修することによって、日本語教員資格を取得できるようにします。

(3) 教育評価

- ①履修科目の成績評価として、GPA（グレード・ポイント・アベレージ）制度を活用します。院生が自らの学修成績を的確に把握し、より適正な履修計画を立てることができるよう支援します。
- ②修士論文の評価は、主査、副査によって行います。

入学者の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）

◆心理臨床学専攻

心理臨床学専攻では、学部における教育に関する一般的及び専門的教養の基礎の上に、心理学を教授し、深広な学識と研究能力を養うとともに、心理学に関する高度な専門的知識を有する臨床心理士及び公認心理師の育成を目的としています。

院生には、広汎で多様な専門科目の習得を求めています。また、そのために、基礎学力や一般教養をはじめ、人間に対する強い探究心と深い理解力、豊かな共感性を求めています。

そのため、臨床心理士及び公認心理師になりたいという強い意志があり、同時に、次のような人に入学してほしいと考えています。

- ①心理学に関する専門的教養を身に付けている人。
- ②研究に対する積極性と臨床実践への熱意を持った人。
- ③臨床心理士及び公認心理師として生涯学習と自己成長に向けて努力する人。

◆教育学専攻

教育学専攻では、学部における教育に関する一般的及び専門的教養の基礎の上に、教育学を教授し、深広な学識と研究能力を養うとともに、教育に関する高度な専門的知識を有する職業人の育成を目指します。

院生には、主体的、探求的な学びに向け、アクティブ・ラーニングの手法を取り入れた学びに積極的に参加することを求めています。また、教育に関する様々な科目について、学際的な履修を求めています。

- ①教育に関する専門的教養を身に付けている人。
- ②教育に関する高度な理論的・実践的研究に取り組む意欲を持った人。
- ③教育に関わる職業人を目指す意志を持つ人。

【授業について（学生サービスセンター事務局教務担当）】

<履修>

4月の所定の期間に履修登録（1年間分）を必ず行うこと。4月および10月に変更期間を設ける。

<授業>

講義は以下の時間割で行われる。

	平 日
1 時 限	9：00～10：30
2 時 限	10：40～12：10
3 時 限	13：00～14：30
4 時 限	14：40～16：10
5 時 限	16：20～17：50
6 時 限	17：55～19：25
7 時 限	19：30～21：00

注1）時間割、教室の変更等があった場合は、掲示を行う。
注2）6・7時限は、教育学専攻のみの開講とする。

<休講>

詳細はp.75・76を参照してください。

【学籍番号について】

学籍番号は在学中はもちろん、卒業後も変更されないことがない。

		春入学	秋入学
2025年入学生	心理臨床学専攻	J 25501～	J 25601～
	教育学専攻	K 25501～	K 25601～

【自動車通学について】

大学院生の自動車通学については「学生の自動車通学等に関する取扱要領」（p.154参照）に基づき許可制をとっている。身体障害、社会人大学院生等、特にやむを得ない事情のある者で、希望する場合は、学生担当に申し出ること。学生委員会で審議し可否を決定するので、認められない場合もある。

【奨学金について（学生サービスセンター事務局学生担当）】

本学で取り扱っている奨学金は次のとおりである。なお、毎年4月にすべての奨学金の説明会を一堂に行い、出席者にのみ申込書を配布する。詳しい日程等については掲示にて知らせる。

(1) 神戸親和大学大学院授業料免除

出 願 資 格	学業・人物ともに優秀な者
出 願 基 準	前年度GPA3.2以上
免 除 額	授業料相当額またはその半額
募 集 予 定 人 数	1～2名
他奨学金との併用	併用不可
選 考 方 法	前年の所得証明書による困窮度と成績の総合評価により選考

(2) 日本学生支援機構奨学金

	第1種（無利子）	第2種（3%を上限とした有利子）
学力基準	大学等並びに大学院における成績が特に優れ、将来、研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を備えて活動することができる者	- 大学等並びに大学院における成績が優れ、将来、研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を備えて活動することができる者 - 大学院における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められる者
出願時期	4月の説明会で申込書を配布し、提出期限等を連絡する。	
出願手続	申込書に所得証明書、確定申告書などを添えて提出すること。（詳細は説明会）	
貸与月額	次の金額より選択 50,000円、88,000円	次の金額より選択 50,000円、80,000円、100,000円、130,000円、150,000円

※2年次以降に申請する場合は、前年度修得単位数が標準修得単位数（16単位）を満たしていること。

【研究補助費について】

☆大学内のコピーは、現金での支払いになります。

授業で配布するための教材の印刷は大学院合同研究室に尋ねてください。

☆院生の皆さんの円滑な研究の一助となるよう研究補助費を用意しています。

具体的な請求方法、申請手続などはオリエンテーション時に説明します。

【長期履修について】（教育学専攻）

長期履修は「長期履修学生規定」（p.203参照）に基づき、条件を満たす院生が3年又は4年間での修了を目指すことができる制度です。長期履修は入学時もしくは1年次終了までに申請を行うことで許可されます。長期履修許可者については、自身が履修する演習Ⅲ・Ⅳならびに特別研究Ⅰ・Ⅱを修了年度に履修登録してください。

心理臨床学専攻カリキュラム【2025年度入学生対象】

	科目	単位	年次	担当者
演習科目	心理臨床学演習Ⅰ	1	1	三井、吉野、松本、吉田
	心理臨床学演習Ⅱ	1	1	三井、吉野、松本、吉田
	心理臨床学演習Ⅲ	1	2	大島、吉野、松本、吉田
	心理臨床学演習Ⅳ	1	2	大島、吉野、松本、吉田
	特別研究Ⅰ	1	2	大島、吉野、松本、吉田
	特別研究Ⅱ	1	2	大島、吉野、松本、吉田
必修科目	臨床心理学特論Ⅰ	2	1	吉野
	臨床心理学特論Ⅱ	2	1	吉田
	臨床心理面接特論Ⅰ（心理支援に関する理論と実践）	2	1	松本
	臨床心理面接特論Ⅱ	2	1	吉田
	臨床心理査定演習Ⅰ（心理的アセスメントに関する理論と実践）	2	1	大島／吉野
	臨床心理査定演習Ⅱ	2	1	大島／吉田
	臨床心理基礎実習	2	1	古川／椎野
	臨床心理実習Ⅱ	2	2	大島、三井、椎野、古川、吉田、松本
	相談指導Ⅰ	1	2	三井
	相談指導Ⅱ	1	2	三井
選択科目	臨床心理実習Ⅰ（心理実践実習A）	2	1	大島、三井、吉野、椎野、松本、古川、吉田
	臨床心理実習Ⅱ（心理実践実習B）	8	2	大島、三井、吉野、椎野、松本、古川、吉田
	心理学研究法特論	2	1	吉野
	心理学統計法特論	2	1	水谷
	神経心理学特論	2	1	宮内
	学校臨床心理学特論（教育分野に関する理論と支援の展開）	2	1	松本
	認知行動療法特論（心理支援に関する理論と実践）	2	1	吉野
	社会心理学特論（産業・労働分野に関する理論と支援の展開）	2	1	田中
	対人行動学特論	2	1	金政
	コミュニティ心理学特論（家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践）	2	1	古川
	司法・犯罪心理学特論（司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開）	2	1	森
	精神医学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開）	2	1	椎野
	精神保健学特論（心の健康教育に関する理論と実践）	2	1	田中
	福祉心理学特論（福祉分野に関する理論と支援の展開）	2	1	大島
	心理療法特論	2	1	内田
	発達臨床心理学特論	2	1	伊東
	投映法特論	2	1	伊東

- 1）「心理臨床学演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」（各1単位）を必修とする。
- 2）「特別研究Ⅰ・Ⅱ」（各1単位）を必修とする。
- 3）教育学専攻の院生は必修科目とE群及び公認心理師に必要な科目（p.187参照）は履修することができない。
- 4）教育学専攻より4単位まで修了要件単位に含めることができる。
- 5）臨床心理士受験資格取得における最低取得要件単位は44単位である。
- 6）公認心理師受験資格取得における最低取得要件単位は30単位である。
- 7）「臨床心理実習Ⅰ（心理実践実習A・B）」は、修了要件外科目とする。
- 8）最低修了要件単位は34単位である。

講義担当教員 心理臨床学専攻

氏 名	学 位	専門領域	現 職	担当科目
三井 知代	博士（人間科学）[神戸女学院大学]	臨床心理学	本学教授	心理臨床学演習Ⅰ・Ⅱ 相談指導Ⅰ・Ⅱ 臨床心理実習Ⅰ（心理実践実習A・B）・Ⅱ
大島 剛	教育学修士 [京都大学]	臨床心理学	本学教授	心理臨床学演習Ⅲ・Ⅳ 特別研究Ⅰ・Ⅱ 臨床心理実習Ⅰ（心理実践実習A・B）・Ⅱ 臨床心理査定演習Ⅰ （心理的アセスメントに関する理論と実践）・Ⅱ 福祉心理学特論（福祉分野に関する理論と支援の展開）
椎野 智子	博士（医学）[名古屋大学]	臨床心理学 精神医学	本学教授	臨床心理基礎実習 臨床心理実習Ⅱ 臨床心理実習Ⅰ（心理実践実習A・B） 精神医学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開）
辻川 典文	博士（社会学）[関西大学]	社会心理学	本学教授	
古川 心	博士（小児発達学）[大阪大学大学院連合]	臨床心理学	本学准教授	臨床心理基礎実習 臨床心理実習Ⅱ 臨床心理実習Ⅰ（心理実践実習A・B） コミュニティ心理学特論 （家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践）
松本 剛	博士（学校教育学）[兵庫教育大学大学院連合]	臨床心理学 教育心理学	本学教授	心理臨床学演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ 特別研究Ⅰ・Ⅱ 臨床心理面接特論Ⅰ（心理支援に関する理論と実践） 臨床心理実習Ⅱ 臨床心理実習Ⅰ（心理実践実習A・B） 学校臨床心理学特論 （教育分野に関する理論と支援の展開）
吉田 圭吾	修士（教育学）[京都大学]	臨床心理学	本学教授	心理臨床学演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ 特別研究Ⅰ・Ⅱ 臨床心理学特論Ⅱ 臨床心理面接特論Ⅱ 臨床心理査定演習Ⅱ 臨床心理実習Ⅱ 臨床心理実習Ⅰ（心理実践実習A・B）
吉野 俊彦	博士（心理学）[ロンドン大学ユニバーシティカレッジ]	学習心理学 行動分析学	本学教授	心理臨床学演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ 特別研究Ⅰ・Ⅱ 心理学研究法特論 臨床心理実習Ⅰ（心理実践実習A・B） 臨床心理査定演習Ⅰ （心理的アセスメントに関する理論と実践） 臨床心理学特論Ⅰ 認知行動療法特論（心理支援に関する理論と実践）
山中 康裕	博士（医学）[名古屋市立大学]	臨床心理学	京都大学名誉教授	
伊東 真里	博士（臨床心理学）[武庫川女子大学]	臨床心理学	本学大学院 非常勤講師	発達臨床心理学特論 投映法特論
内田 利広	博士（心理学）[九州大学]	教育臨床心理学	龍谷大学教授	心理療法特論
金政 祐司	博士（人間科学）[大阪大学]	社会心理学	追手門学院大学教授	対人行動学特論
水谷 聡秀	修士（社会学）[関西大学]	社会心理学 教育心理学 認知心理学	本学大学院 非常勤講師	心理学統計法特論
田中 健吾	博士（文学）[早稲田大学]	社会心理学 臨床心理学 実験心理学	大阪経済大学 教授	社会心理学特論 （産業労働分野に関する理論と支援の展開） 精神保健学特論 （心の健康教育に関する理論と実践）
宮内 哲	博士（医学）[東邦大学]	神経心理学	本学大学院 非常勤講師	神経心理学特論
森 丈弓	博士（文学）[東北大学]	犯罪心理学	甲南女子大学 教授	司法・犯罪心理学特論 （司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開）

「臨床心理士」及び「公認心理師」受験資格取得要件科目に対応する本学大学院の開設授業科目
※受験資格取得要件科目の履修については、個別に相談すること。

科目名	単位	臨床心理士に必要な科目	公認心理師に必要な科目
臨床心理学特論Ⅰ	2	◎	
臨床心理学特論Ⅱ	2	◎	
臨床心理面接特論Ⅰ（心理支援に関する理論と実践）	2	◎	○
臨床心理面接特論Ⅱ	2	◎	
臨床心理査定演習Ⅰ（心理的アセスメントに関する理論と実践）	2	◎	○
臨床心理査定演習Ⅱ	2	◎	
臨床心理基礎実習	2	◎	
臨床心理実習Ⅰ（心理実践実習A）	2	◎	○
臨床心理実習Ⅰ（心理実践実習B）	8	◎	○
臨床心理実習Ⅱ	2	◎	
心理学研究法特論	2	選A	
心理学統計法特論	2		
神経心理学特論	2	選B	
学校臨床心理学特論（教育分野に関する理論と支援の展開）	2		○
認知行動療法特論（心理支援に関する理論と実践）	2		○
社会心理学特論（産業・労働分野に関する理論と支援の展開）	2	選C	○
対人行動学特論	2		
コミュニティ心理学特論（家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践）	2		○
司法・犯罪心理学特論（司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開）	2		○
精神医学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開）	2	選D	○
精神保健学特論（心の健康教育に関する理論と実践）	2		○
福祉心理学特論（福祉分野に関する理論と支援の展開）	2		○
心理療法特論	2	選E	
発達臨床心理学特論	2		
投映法特論	2		

※備考：臨床心理士
①◎の必修科目から9科目26単位、選A～E（選択必修科目群A,B,C,D,E）からそれぞれ2単位以上、計10単位以上、計36単位以上を修得していること。
②修士論文のテーマと内容が臨床心理学に関するものであること。
③上記以外に修了必修科目として「相談指導」を履修すること。
④必修科目とE群（選E）科目の履修は、心理臨床学専攻の院生に限る。
⑤選択科目は、年度によって不開講の場合もあります。

資格認定に関する詳細については、財)日本臨床心理士資格認定協会の公式HPを参照のこと。

公認心理師
①○の12科目、30単位全てを履修すること
②臨床心理実習Ⅰ（心理実践実習B）における施設の分野は、保健医療分野と他2分野以上選択する。
（施設の分野は保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働等の分野の施設）
実習時間は、450時間以上とし、担当ケースに関する実習時間は計270時間以上
（うち学外施設における当該実習時間は、90時間以上）とする。
③履修は心理臨床学専攻の院生に限る。

資格認定に関する詳細については、厚生労働省の公式HPを参照のこと。

教育学専攻カリキュラム【2025年度入学生対象】

	科目	単位	年次	担当者
演習科目	教育学演習Ⅰ	2	1	隈元、廣岡、戸江、森
	教育学演習Ⅱ	2	1	隈元、廣岡、戸江、森
	教育学演習Ⅲ	2	2	隈元、廣岡、戸江、森
	教育学演習Ⅳ	2	2	隈元、廣岡、戸江、森
	教育実践学・国際教育演習Ⅰ	2	1	近藤
	教育実践学・国際教育演習Ⅱ	2	1	近藤
	教育実践学・国際教育演習Ⅲ	2	2	近藤
	教育実践学・国際教育演習Ⅳ	2	2	近藤
	教育心理学演習Ⅰ	2	1	小川内、金山、藤原
	教育心理学演習Ⅱ	2	1	小川内、金山、藤原
	教育心理学演習Ⅲ	2	2	小川内、金山、藤原
	教育心理学演習Ⅳ	2	2	小川内、金山、藤原
	特別研究Ⅰ	1	2	隈元、小川内、金山、近藤、戸江、廣岡、森、藤原
	特別研究Ⅱ	1	2	隈元、小川内、金山、近藤、戸江、廣岡、森、藤原
教育学分野	教育哲学特論	2	1	廣岡
	道德教育特論	2	1	隈元
	カリキュラム特論	2	1	石井
	教育方法学特論	2	1	廣岡
	教育社会学特論	2	1	稲垣
	教育行政学特論	2	1	三羽
	臨床教育学特論	2	1	廣岡
	幼児教育学特論	2	1	戸江
	幼児教育方法学特論A（基礎）	2	1	戸江
	幼児教育方法学特論B（レッジョ・エミリア教育）	2	2	森
	幼児教育マネジメント特論	2	1	山根
	英書講読（教育学）	2	1	隈元
	総合学習特論	2	1	酒井
	スポーツ教育学特論A	2	1	三木
教育実践学・国際教育分野	スポーツ教育学特論B	2	1	2025年度 不開講
	メディア教育特論	2	1	2025年度 不開講
	ホリスティック教育特論	2	1	中川
	日本語教育特論	2	1	玉地
	日本語学特論	2	1	近藤
	国際教育特論	2	2	奥野
	海外教育実習	6	1	2025年度 不開講（修了要件外科目）
	生涯福祉特論	2	1	鶴
	教育心理学特論	2	1	小川内
	学校心理学特論	2	1	金山
	発達心理学特論	2	1	小山
	生徒指導特論	2	1	藤原
	学校カウンセリング特論	2	1	金山
	学校心理臨床特論	2	1	藤原
教育心理学分野	心理教育アセスメント特論	2	1	小川内
	教育研究法特論	2	1	藤原
	障害児教育特論	2	1	堀田
	身体教育学特論	2	1	杉山
	英書講読（教育心理学）	2	1	小川内（隔年開講）

- 1）「教育学演習Ⅰ－Ⅳ」、「教育実践学・国際教育演習Ⅰ－Ⅳ」、「教育心理学演習Ⅰ－Ⅳ」（各2単位）は、修士論文作成のために研究の中心にした分野の演習を必修とする。演習Ⅲ・Ⅳは修了年度に履修登録すること。
- 2）「特別研究Ⅰ・Ⅱ」（各1単位）を必修とし、修了年度に履修登録すること。
- 3）「教育学演習Ⅰ－Ⅳ」を履修する場合は、「教育学分野」から8単位以上（「教育哲学特論」を含む）、「教育心理学分野」から6単位以上（「教育心理学特論」を含む）、「教育実践学・国際教育分野」から4単位以上を履修すること。
- 4）「教育心理学演習Ⅰ－Ⅳ」を履修する場合は、「教育心理学分野」から8単位以上（「教育心理学特論」を含む）、「教育学分野」から6単位以上（「教育哲学特論」を含む）、「教育実践学・国際教育分野」から4単位以上を履修すること。
- 5）「教育実践学・国際教育演習Ⅰ－Ⅳ」を履修する場合は、「教育実践学・国際教育分野」から6単位以上、「教育学分野」から6単位以上（「教育哲学特論」を含む）、「教育心理学分野」から6単位以上（「教育心理学特論」を含む）を履修すること。
- 6）心理臨床学専攻より、4単位まで修了要件単位に含めることができる。但し、※必修科目およびE群（選E）科目（p.185参照）、及び公認心理師に必要な科目は履修することができない。
- 7）最低修了要件単位は32単位である。

講義担当教員 教育学専攻

氏名	学位	専門領域	現職	担当科目
金山 健一	博士（心理学）[広島大学]	学校心理学 臨床心理学	本学教授	教育心理学演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ 特別研究Ⅰ・Ⅱ 学校カウンセリング特論 学校心理学特論
隈元 泰弘	文学修士 [同志社大学]	教育哲学 道德教育	本学教授	教育学演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ 特別研究Ⅰ・Ⅱ 道德教育特論 英書講読（教育学）
小川内 哲生	博士（学校教育学）[兵庫教育大学]	教育心理学	本学教授	教育心理学演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ 特別研究Ⅰ・Ⅱ 教育心理学特論 心理教育アセスメント特論 英書講読（教育心理学）
近藤 要司	修士（国文学）[神戸大学]	日本語学	本学教授	教育実践学・国際教育演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ 特別研究Ⅰ・Ⅱ 日本語学特論
戸江 茂博	文学修士 [関西学院大学]	保育学 幼児教育学	本学教授	教育学演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ 特別研究Ⅰ・Ⅱ 幼児教育学特論 幼児教育方法学特論A（基礎）
廣岡 義之	博士（教育学）[関西学院大学]	教育哲学 教育思想史	本学教授	教育学演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ 特別研究Ⅰ・Ⅱ 教育哲学特論 臨床教育学特論 教育方法学特論
藤原 忠雄	博士（学校教育学）[兵庫教育大学]	教育心理学	本学教授	教育心理学演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ 特別研究Ⅰ・Ⅱ 学校心理臨床特論 教育研究法特論 生徒指導特論
森 眞理	博士（教育学）[コロンビア大学 大学院ティーチャーズ・カレッジ]	乳幼児教育保育学 乳幼児教育保育国際比較	本学教授	教育学演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ 特別研究Ⅰ・Ⅱ 幼児教育方法学特論B （レッジョ・エミリア教育）
杉山 真人	博士（スポーツ科学）[大阪体育大学]	知覚運動学習・制御 体育心理学	本学教授	身体教育学特論
玉地 瑞穂	博士（国際文化学）[東北大学]	日本語教育 言語学	本学教授	日本語教育特論
石井 英真	博士（教育学）[京都大学]	教育方法学	京都大学准教授	カリキュラム特論
稲垣 恭子	博士（教育学）[京都大学]	教育社会学	京都大学教授	教育社会学特論
奥野アオイ	博士（教育学）[トロント大学]	比較教育学	関西学院大学非常勤講師	国際教育特論
小山 正	博士（学術）[神戸大学]	発達心理学	神戸学院大学教授	発達心理学特論
酒井 達哉	博士（教育学）[武庫川女子大学]	教育学	武庫川女子大学教授	総合学習特論
三羽 光彦	博士（教育学）[名古屋大学]	教育行政学	芦屋大学大学院教授	教育行政学特論
鶴 宏史	博士（社会福祉学）[大阪府立大学]	社会福祉学	武庫川女子大学教授	生涯福祉特論
中川 吉晴	博士（教育哲学）[トロント大学大学院]	教育哲学	同志社大学大学院教授	ホリスティック教育特論
堀田 千絵	博士（心理学）[名古屋大学]	認知発達心理学 障害児教育	奈良教育大学准教授	障害児教育特論
三木 四郎	体育学士 [東京教育大学]	体育学	本学客員教授	スポーツ教育学特論A
山根 耕平	修士（教育哲学）[同志社大学]	教育哲学 幼児教育	本学大学院 特別客員教授	幼児教育マネジメント特論

「学校心理士」資格取得科目に対応する本学大学院の開設授業科目

一般社団法人学校心理士認定運営機構が定める 科目および単位数			左記に対応する科目および単位数	
	科目名	単位	科目名	単位
1	学校心理学	2	学校心理学特論	2
2	教授・学習心理学	2	教育心理学特論	2
3	発達心理学	2	発達心理学特論	2
4	臨床心理学	2	学校心理臨床特論	2
5	心理教育的アセスメント	2	心理教育アセスメント特論	2
6	学校カウンセリング・コンサルテーション	2	学校カウンセリング特論	2
7	特別支援教育	2	障害児教育特論	2
8	生徒指導・教育相談、キャリア教育	2	生徒指導特論	2
		16		16

「学校カウンセリング特論」、「心理教育アセスメント特論」は実習を含む。

備考：1～8の各科目について、計16単位を修得し、1年以上の学校心理学に関する専門の実務経験を有すること。

資格認定に関する詳細については、一般社団法人学校心理士認定運営機構の公式HPを参照のこと。

教育職員免許状について（教育学専攻のみ）

大学院修了者（修士の学位を有すること）で、修士課程において免許状取得に必要な科目および単位を修得した者に次の免許状が授与される。

専 攻	免許状の種類	単位数
教育学専攻	幼稚園教諭専修免許状	24 単位
	小学校教諭専修免許状	

専修免許状の授与資格を得ようとする場合は、その免許状に係る一種免許状を有することが必要である。
ただし、一種免許状を有しない場合、学部科目の科目等履修で要件を満たすことにより、幼・小専修免許、中・高一種免許状の取得が可能である。（別途経費必要・詳細は問合せのこと）

専修免許状を取得しようとする者は、下表により24単位以上修得すること。

免許法施行規則に 定める科目区分等	左記に対応する科目	単位	
		幼	小
教育の基礎的理解 に関する科目	教育社会学特論	2	2
	幼児教育学特論	2	－
	臨床教育学特論	2	2
	教育心理学特論	2	2
	発達心理学特論	2	2
	障害児教育特論	2	2
	カリキュラム特論	2	2
	教育哲学特論	2	2
	ホリスティック教育特論	2	2
道徳、総合的な学 習の時間等の指導 法及び生徒指導、 教育相談等に関す る科目	道徳教育特論	－	2
	総合学習特論	－	2
	教育方法学特論	2	2
	幼児教育方法学特論A（基礎）	2	－
	生徒指導特論	－	2
	学校カウンセリング特論	2	2
	心理教育アセスメント特論	2	2

神戸親和大学大学院学則

平成13年 5月24日 制定
最新改正 令和 6年 2月16日

第1章 総 則

第1条 本大学院は、神戸親和大学学則（昭和41年 4月 1日制定。以下「学則」という。）第2条の2の規定に基づき、学部における一般的及び専門的教養の基礎の上に、専門の学科を教授研究し、深広な学識と研究能力を養うとともに、高度な専門的知識を有する職業人を養成することを目的とする。

第2条 本大学院は、その教育研究の水準の向上を図り、前条に掲げる教育目的及び社会的使命を達成するため、本大学院の教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

第3条 本大学院に文学研究科を置き、男女共学で教育を行う次の課程及び専攻を置く。

研究科名	課 程	専 攻 名
文学研究科	修士課程	心理臨床学専攻 教育学専攻

2 各専攻の教育目標を定める。

- ア 心理臨床学専攻
臨床心理士・公認心理師の養成を目的とし、保健医療・福祉・教育・司法・産業の分野において、心理学・臨床心理学に関する専門的知識及び技術をもって、心身に問題を抱える人々を支援できる人材を育成する。
- イ 教育学専攻
教育分野において、深広な専門的知識に裏打ちされた豊かな研究能力、高度な実践力及び指導力を備えた教育者を養成する。

第4条 本大学院学生の定員は、次のとおりとする。

研究科名	専 攻 名	入学定員	収容定員
文学研究科	心理臨床学専攻 教育学専攻 計	15名 20名 35名	30名 40名 70名

第5条 本大学院修士課程の標準修業年限は2年とし、学生は標準修業年限の3倍を超えて在学することはできない。

2 前項の規定にかかわらず、第13条第3項及び第4項の規定により、計画的な履修を認められた学生の在学期間は別に定める。

第2章 学年、学期及び休業日

第6条 本大学院の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7条 本大学院の学年を次のとおり2学期に分ける。

- （1） 春学期は、4月1日から9月30日までとする。
- （2） 秋学期は、10月1日から翌年3月31日までとする。

第8条 本大学院の休業日は、次のとおりとする。

- （1） 日曜日
- （2） 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- （3） 大学開学記念日（6月6日）及び親和学園創立記念日（10月25日）。ただし、これらの日が日曜日に当たるときは、その翌日を休業日とする。
- （4） 夏期休業日 8月1日から9月30日まで
- （5） 冬期休業日 12月25日から翌年1月7日まで
- （6） 春期休業日 3月10日から3月31日まで

- 2 学長が必要であると認めるときは、休業日を変更し、又は臨時休業日を定めることができる。
- 3 特別の事情がある場合は、休業中でも授業、実験又は実習を行うことができる。

第3章 教育課程及び授業科目

第9条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

2 研究科の授業の単位の基準は、学部の授業の単位の基準に準ずる。

第10条 各専攻における大学院研究指導教員のうちから各学生の研究指導を担当する指導教員（以下「指導教員」という。）を定める。

第11条 研究科における専修科目（必修及び選択必修科目）以外の授業科目は、指導教員の指示に従って当該研究科の授業科目のうちから選択履修しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、指導教員が当該学生の研究上特に必要と認めた場合に限り、研究科委員会の承認を得て、本大学院に入学する前に大学院において修得した単位を当該研究科修士課程において修得した単位として認定することができる。ただし、その単位数は、10単位を超えないものとする。
- 3 前項に関する事項は、別にこれを定める。

第11条の2 教育上有益と認めるときは、他の大学院との協定に基づき、学生に当該他の大学院の授業科目を履修させることがある。

- 2 前項の規定により修得した単位は、前条第2項と合わせて10単位を超えない範囲で当該研究科修士課程において修得した単位として認定することができる。
- 3 第1項及び前項に関する事項は、別にこれを定める。

第12条 文学研究科修士課程各専攻における授業科目及びその単位数は、別表のとおりとする。

第13条 学生は、入学後所定の期日内に各専攻における大学院研究指導教員のうちから指導教員を定め、その指導のもとに授業科目の選択及び学位論文の作成などを行うものとする。

- 2 修士課程の必要修得単位数は、心理臨床学専攻は34単位、教育学専攻は32単位とし、必修科目（心理臨床学専攻24単位、教育学専攻10単位）を履修し、さらに選択科目又は他専攻の授業科目のうちから心理臨床学専攻は10単位以上、教育学専攻は22単位以上を履修しなければならない。ただし、他専攻の授業科目は4単位以内とする。
- 3 教育学専攻において、学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。
- 4 前項の規定により計画的な履修を認められた学生（以下「長期履修学生」という。）に関する規程は、別にこれを定める。

第14条 本大学院において教育職員免許状を取得しようとする者は、研究科配当の関係科目中から教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）等に定める必要単位数を修得しなければならない。

第15条 本大学院において取得できる教育職員免許状の種類は次のとおりとする。

（1） 文学研究科（教育学専攻）

ア 小学校教諭専修免許状

イ 幼稚園教諭専修免許状

第4章 課程修了の認定及び修士学位

第16条 本大学院修士課程に2年以上在学し、所定の授業科目について心理臨床学専攻は34単位、教育学専攻においては32単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することを同課程の修了要件とする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 学位論文・最終試験については、別にこれを定める。
- 3 本大学院において研究科の課程を修了した者に、修士の学位を授与する。
- 4 学位に関する規程は、別にこれを定める。

第5章 入学、編入学及び進学

第17条 本大学院に入学して修士課程を修め得る者の資格は、次のとおりとする。

- （1） 学士の学位を有する者又は大学を卒業した者
- （2） 大学に3年以上在学し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと研究科において認められた者
- （3） 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- （4） 外国において、学校教育における15年の課程を修了し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと研究科において認められた者
- （5） 大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
- （6） 文部科学大臣の指定した者

第18条 本大学院修士課程への編入学については、研究科は、他の大学院の修士課程を1学期間以上修了した者から、本大学院に編入学の願い出がある場合、審査の上これを許可することができる。

2 編入学者の修業年限及び在学年限については、第5条及び第16条の規定を基準に当該学生の入学前の課程を勘案し、研究科で決定する。

第19条 本大学院の入学時期は、毎年4月及び10月とする。

- 2 本大学院に入学を志願する者は、所定の手続を行うものとする。
- 3 前項の志願者については、所定の選抜試験を行い、許可又は不許可を決定する。
- 4 入学に関する手続は、別にこれを定める。

第6章 留学、休学、転学及び退学

第20条 外国の大学院等に留学を希望するものは、学長に願い出て許可を得なければならない。

- 2 研究科は、当該学生が留学先大学院等で修得した単位については、第11条の規定を準用し、研究科において修得した単位として認定することができる。
- 3 留学の期間は、1学期間又は2学期間としその期間を本学における在学年数に算入することができる。
- 4 留学に関する規程は、別にこれを定める。

第21条 病気その他の事由によって休学し、又は退学しようとする者は、保証人連署の上願い出なければならない。ただし、休学の期間は原則として通算2年以内とし、2年を経過してなお復学し、又は退学しない場合は除籍される。

- 2 休学期間中は、在学期間に算入しない。
- 3 第1項の規定により休学、退学した者又は除籍された者が、その復学又は再入学を願い出たときは、研究科委員会の議を経てこれを許可することができる。ただし、休学した者が復学しようとする場合は、原則として休学期間満了前に復学を願い出るものとし、退学した者又は除籍された者が再入学しようとする場合は、退学又は除籍の日から2年以内に再入学を願い出るものとする。

うとする場合は、退学又は除籍の日から2年以内に再入学を願い出るものとする。

第22条 本大学院から他の大学院に転学する者は、所定の手続を行わなければならない。

第7章 学 費

第23条 本大学院の授業料、入学金その他学費に関する規程は、別にこれを定める。

2 授業料その他学費を納入しない者は、別に定める規程によって除籍する。

第8章 研究生、委託生、科目等履修生、特別科目等履修生、特別学生及び短期留学生

第24条 本大学院において、特定の専門事項について研究しようとする者があるときは、選考の上研究生としてこれを許可することができる。研究生に関する規程は、別にこれを定める。

2 公共団体又はその他の機関から本大学院の特定授業科目について修学を委託される者があるときは、選考の上委託生としてこれを許可することができる。

第25条 研究科は、特定の授業科目又は複数科目からなるコースの履修及び単位の修得を希望する者に対し、選考の上科目等履修生としてこれを許可することができる。

2 科目等履修生の履修し得る授業科目の科目数及び単位数は、研究科の定めるところによる。

3 研究科は、科目等履修生が履修した授業科目の試験を受け、合格したときは所定の単位を与えるものとする。

第25条の2 研究科は、本学と教学に関する協定のある大学院の学生で、当該大学院の推薦のある者が協定に基づく科目等履修を希望するときは、特別科目等履修生として履修を許可することができる。

2 特別科目等履修生に関する事項は、別にこれを定める。

第26条 第17条の資格を有する者は、研究科に欠員がある場合に限り選考の上、特別学生として入学を許可することができる。ただし、入学後成績が特に優秀な者は、研究科委員会の決定により正規の学生とすることができる。

2 特別学生が修士の学位を授与されるためには、正規の学生となつてから1学期間以上の在学期間を必要とする。

第27条 研究科は、外国の大学の大学院等から要請があり、当該学生の教育上及び研究上有益であると認めた場合は、短期留学生として入学を許可することができる。

第28条 この章に定めるもののほか、委託生、科目等履修生、特別学生及び短期留学生については、本学則の他の各章の規定を準用する。

2 特別科目等履修生については、協定に定めのない場合は、本学則の他の各章の規定を準用する。

第9章 教員及び運営組織

第29条 本大学院における授業及び研究指導を担当する教員は、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）に規定する資格に該当する本学の教授、准教授、専任講師及び助教をもってこれに充てる。

第29条の2 本大学院に研究科長を置く。研究科長の候補者選考に関する事項については、別にこれを定める。

2 各専攻に専攻主任を置く。専攻主任の候補者選考に関する事項については、別にこれを定める。

第30条 本大学院研究科運営のために、学則第45条第2項に基づき研究科委員会を置く。

2 研究科委員会に関する規程については、次条を除き別にこれを定める。

第31条 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり審議し、意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるものとする。
- 2 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、研究科長、専任主任（以下この項において「研究科長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び研究科長等の求めに応じ審議し、意見を述べることができる。
- 第32条 大学院事務の執行は、大学の事務組織がこれに当たる。

第10章 研究指導施設

- 第33条 本大学院に、学生研究室及び演習室を置く。
- 2 本大学の心理・教育相談室、附属図書館、学習教育総合センター、地域連携センター、教職課程・実習支援センター及び保健室等の施設は、必要に応じ大学院学生の研究指導及び保健医療のために使用することができる。

別表（第12条関係）

別表1 心理臨床学専攻		単 位	
授業科目		必修	選択
心理臨床学演習Ⅰ		1	
心理臨床学演習Ⅱ		1	
心理臨床学演習Ⅲ		1	
心理臨床学演習Ⅳ		1	
特別研究Ⅰ		1	
特別研究Ⅱ		1	
臨床心理学特論Ⅰ		2	
臨床心理学特論Ⅱ		2	
臨床心理面接特論Ⅰ（心理支援に関する理論と実践）		2	
臨床心理面接特論Ⅱ		2	
臨床心理査定演習Ⅰ（心理的アセスメントに関する理論と実践）		2	
臨床心理査定演習Ⅱ		2	
臨床心理基礎実習		2	
臨床心理実習Ⅱ		2	
相談指導Ⅰ		1	
相談指導Ⅱ		1	
臨床心理実習Ⅰ（心理実践実習A）			2
臨床心理実習Ⅰ（心理実践実習B）			8
心理学研究法特論		2	
心理学統計法特論		2	
神経心理学特論		2	
学校臨床心理学特論（教育分野に関する理論と支援の展開）		2	
認知行動療法特論（心理支援に関する理論と実践）		2	
社会心理学特論（産業・労働分野に関する理論と支援の展開）		2	
対人行動学特論		2	
コミュニティ心理学特論（家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践）		2	
司法・犯罪心理学特論（司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開）		2	
精神医学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開）		2	
精神保健学特論（心の健康教育に関する理論と実践）		2	
福祉心理学特論（福祉分野に関する理論と支援の展開）		2	
心理療法特論		2	
発達臨床心理学特論		2	
投映法特論		2	

別表 2 教育学専攻

授業科目	単 位
	必修 選択
教育学演習Ⅰ	2※
教育学演習Ⅱ	2※
教育学演習Ⅲ	2※
教育学演習Ⅳ	2※
教育実践学・国際教育演習Ⅰ	2※
教育実践学・国際教育演習Ⅱ	2※
教育実践学・国際教育演習Ⅲ	2※
教育実践学・国際教育演習Ⅳ	2※

第11章 賞罰

- 第34条 学業優秀、品行方正にして他の模範となる者は、これを表彰することができる。
- 第35条 本学則又は規則に背き、その他学生の本分にもとる行為があるときは、学長は教授会の意見を聴いて、これに懲戒を加えることができる。
- 2 懲戒に関する規程については、別にこれを定める。

<省 略>

附 則

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行の際、令和4年度以前に入学した学生は、校名について神戸親和大学の適用を受けるほかは、それぞれ入学年度における大学学則および大学院学則の定めによる。

附 則

- この学則は、令和6年4月1日から施行する。

授業科目	単 位	
	必修	選択
教育心理学演習Ⅰ	2※	
教育心理学演習Ⅱ	2※	
教育心理学演習Ⅲ	2※	
教育心理学演習Ⅳ	2※	
特別研究Ⅰ	1	
特別研究Ⅱ	1	
(教育学分野)		
教育哲学特論		2
道徳教育特論		2
カリキュラム特論		2
教育方法学特論		2
教育社会学特論		2
教育行政学特論		2
臨床教育学特論		2
幼児教育学特論		2
幼児教育方法学特論A（基礎）		2
幼児教育方法学特論B（レッジョ・エミリア教育）		2
幼児教育マネジメント特論		2
英書講読（教育学）		2
(教育実践学・国際教育分野)		
総合学習特論		2
スポーツ教育学特論A		2
スポーツ教育学特論B		2
メディア教育特論		2
ホリスティック教育特論		2
生涯福祉特論		2
日本語教育特論		2
日本語学特論		2
国際教育特論		2
海外教育実習		6※2
(教育心理学分野)		
教育心理学特論		2
学校心理学特論		2
発達心理学特論		2
生徒指導特論		2
学校カウンセリング特論		2
学校心理臨床特論		2
心理教育アセスメント特論		2
教育研究法特論		2
障害児教育特論		2
身体教育学特論		2
英書講読（教育心理学）		2

※は選択必修とし、「教育学演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」（各2単位）「教育実践学・国際教育演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」（各2単位）「教育心理学演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」（各2単位）のうちから1演習を修得すること。

※2は修了要件に含めない。
備考：「学校カウンセリング特論」及び「心理教育アセスメント特論」は、実習を含む。

神戸親和大学大学院文学研究科心理臨床学専攻研究指導内規

- 平成14年3月6日 制定
- (4) 毎年度末に「研究報告書」（1,600字程度）を指導教員に提出し、研究報告会において報告しなければならない。
- (5) 学位論文を作成する場合、次の各号に掲げる事項については、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
(ア) 未発表の論文でなければならない。ただし、既に公表されたものを部分的に含むことは、差し支えない。
(イ) 用語 日本語
(ウ) 書式 特に定めない。
(エ) 字数 原則として28,000字～40,000字（400字詰め原稿用紙70枚～100枚）
(オ) 要旨 論文要旨（2,000字程度）を添える。
- 附 則
この内規は、平成14年3月6日から施行する。
- 1 この内規は、神戸親和大学大学院学則第13条の規定に基づき、神戸親和大学大学院文学研究科心理臨床学専攻（以下「専攻」という。）の研究指導の内容について定めるものとする。
- 2 専攻の研究指導は、神戸親和大学学位規程（平成13年5月24日制定）及び神戸親和大学大学院学位論文提出内規（平成14年3月6日制定）に定めるもののほか、次のとおりとする。
(1) 専攻の学生に対して、当該学生の希望に基づき、毎年度初めに主担及び副担の指導教員を置く。
(2) 専攻の学生は、毎年度初めに主たる指導教員を「履修登録用紙」に明記の上、所定の期日までに学生サービスセンター事務局大学院担当に提出しなければならない。
(3) 毎年度初めに「研究計画書」（1,600字程度）を指導教員に提出し、研究計画発表会に出席して発表を行わなければならない。

神戸親和大学大学院文学研究科教育学専攻研究指導内規

- 平成14年3月6日 制定
- (4) 毎年度末に「研究報告書」（1,600字程度）を指導教員に提出し、研究報告会において報告しなければならない。
- (5) 学位論文を作成する場合、次の各号に掲げる事項については、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
(ア) 未発表の論文でなければならない。ただし、既に公表されたものを部分的に含むことは、差し支えない。
(イ) 用語 日本語・英語
(ウ) 書式 特に定めない
(エ) 字数 原則として60,000字～80,000字（400字詰め原稿用紙150枚～200枚）
ただし、実験・調査に基づく論文の場合は、40,000字～60,000字（400字詰め原稿用紙100枚～150枚）とする。
(オ) 要旨 論文要旨（2,000字程度）を添える
- 附 則
この内規は、平成14年3月6日から施行する。
- 1 この内規は、神戸親和大学大学院学則第13条に基づき、神戸親和大学大学院文学研究科教育学専攻（以下「専攻」という。）の研究指導の内容について定めるものとする。
- 2 専攻の研究指導は、神戸親和大学学位規程及び神戸親和大学大学院論文提出内規に定めるもののほか、次のとおりとする。
(1) 専攻の学生に対して、当該学生の希望に基づき、毎年度初めに主担及び副担の指導教員を置く。
(2) 専攻の学生は、毎年度初めに主たる指導教員を「履修登録用紙」に明記の上、所定の期日までに学生サービスセンター事務局大学院担当に提出しなければならない。
(3) 毎年度初めに「研究計画書」（1,600字程度）を指導教員に提出し、研究計画発表会に出席して発表を行わなければならない。

平成14年 3 月 6 日 制定

附 則

この内規は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

(趣 旨)

第 1 条 神戸親和大学学位規程（平成13年 5 月24日。以下「学位規程」という。）第 5 条及び第 6 条の規定に基づき修士の学位論文の提出等については、学位規程に定めるもののほか、この内規による。

(研究指導)

第 2 条 学位論文を提出しようとする者は、神戸親和大学大学院学則（平成13年 5 月24日制定）第13条第 1 項の規定に基づいて各専攻で定めた指導教員による研究指導を受けなければならない。

(学位論文の形式)

第 3 条 学位論文の用語、用紙、書式、枚数等の形式については、各専攻が定める研究指導内規によるものとする。

(学位論文題目の提出)

第 4 条 学位論文題目は、学位論文を提出しようとする年度の 6 月末日までに学位論文題目届（様式第 1 号）により、指導教員の承認を得て学生サービスセンター事務局大学院担当へ提出するものとする。なお、学位論文題目提出後に、題目に変更が生じた者は、11月末日までに指導教員の承認を得て学生サービスセンター事務局大学院担当へ届け出るものとする。

(学位論文の提出)

第 5 条 学位論文は、学位論文提出届（様式第 2 号）を添えて、心理臨床学専攻は修了年度の 1 月15日の16時までに、教育学専攻は修了年度の 1 月25日の16時までに学生サービスセンター事務局大学院担当へ提出するものとする。ただし、学位論文の提出を延期し、次年度の春学期末に課程を修了する者の学位論文の提出は、次年度の 7 月15日の16時までとする。

(その他)

第 6 条 この内規に定める日が土曜日の場合はその前日、日曜日の場合はその前々日とする。

第 7 条 この学位論文の提出内規に定めるもののほか、必要な事項は、研究科委員会の議を経て研究科長が別に定める。

平成26年12月 9 日制定

可

1 の審査項目が 2 つ以下でそれ以外は 2 以上である。

不可

1 の審査項目が 3 以上ある。

1 修士論文審査基準

(1) テーマの選定および目的の適切性

- ① 関連する国内外の主要な先行研究を網羅し、正しく理解できているか。
- ② 先行研究の理解を踏まえて、ユニークで学問的に重要な目的が導かれているか。
- ③ 目的が現代社会における重要な問題を扱っており、臨床心理学的な意味の理解や適用の促進が期待できるか。

(2) 計画・方法の適切性

- ① 目的に対応した解答が得られる計画がなされているか。
- ② 実験や調査など、一般化可能な計画が用いられているか。
- ③ 計画された方法が正しく実施されているか。

(3) データ分析・処理の適切性

- ① 研究計画に対応した統計的分析が用いられているか。
- ② 統計学的に正しい処理が行われているか。

(4) 書式・論理構成の適切性

- ① 日本心理学会などの関連学会で定められている執筆要項に準拠しているか。
- ② 得られたデータと統計的検定を踏まえた議論がなされているか。
- ③ 先行研究との関連性について妥当な議論がなされているか。

(5) 倫理の適切性

- ① 参加者に対する倫理的配慮がなされているか。
- ② 本文中に倫理的配慮についての言及が正しくなされているか。
- ③ 利益相反に違反していないか。

以上 5 項目について、別にルーブリックによる評価基準を定める。但し、下位項目については複数のひとつにまとめる場合がある。主査 1 名、副査 2 名がそれぞれルーブリックに基づいて以下の 4 段階を目安として評価する。

- 優 3 以下の審査項目が 2 つ以下でそれ以外は 4 である。
- 良 2 以下の審査項目が 2 つ以下でそれ以外は 3 以上である。

2 修士論文最終試験実施要項

(1) 審査基準

- ① 口頭試験における評価対象は以下の点とする。
提出者による概要説明
ルーブリック評価において問題とされる内容についての質疑応答
提出者の理解度に関する内容についての質疑応答
- ② 口頭試験における評価
前項に定める 5 項目について、主査および副査がそれぞれ 4 段階で評価する。

(2) 修士論文最終評価

主査及び副査は、1 による修士論文の評価、2 による口頭試験の評価を踏まえて、合議によって以下の 4 段階で最終評価を定める。

- 優 修士論文として十分な内容を持ち、口頭試験においても十分な理解を示した。
- 良 修士論文として十分な内容を持っているが、口頭試験において理解不足が見られた。
- 可 修士論文として一定水準の内容を持ち、口頭試験で一定以上の理解が認められた。
- 不可 修士論文の評価で不可と判定された、または修士論文として一定以上の水準の内容は含まれているが、口頭試験で理解が明らかに不足していると認められた。

附 則

この審査基準及び最終試験実施要項は平成26年12月 9 日から施行する。

附 則

この審査基準および最終試験実施要項は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

学位論文題目届	
令和 年 月 日	
文学研究科	専攻（学籍番号）
氏 名	印
題目	
研究指導教員	先生 承認印
注意 研究指導教員の承認印を受け、5 月末日までに学生サービスセンター事務局大学院担当に提出のこと。	専攻主任 教務担当

様式第 2 号（第 5 条関係）

学位論文提出届	
学籍番号	氏名
論文題目	
研究指導教員	先生
上記のとおり学位論文を提出します。	
令和 年 月 日（ 時 分）	

教育学専攻修士論文の審査基準及び最終試験実施要項

平成26年12月9日 制定

1 修士論文審査基準

- (1) 題目や目的の適切性について
- ① 問題を意識し、目的や目標を明確にしているか。
 - ② 題目・目的は、論文内容を反映されているか。
- (2) 先行研究の吟味について
- ① 先行研究の整理と問題設定は適切になされているか。
 - ② 論文の独創性 (originality) は、明確に記述されているか。
- (3) 研究方法の選択・実行の適切性について
- ① 研究方法の選択が適切になされているか。
 - ② 研究対象の選定が適切になされているか。
- (4) 問題解明の的確さについて
- ① 選択した研究対象と方法に対応した分析がなされているか。
 - ② 研究成果及び先行研究を踏まえた考察がなされているか。
 - ③ 今後の研究課題が適切に記述されているか。
- (5) 論文の展開の適切性について
- ① 論文内容は論理的に構成されているか。
 - ② 論理構成に一貫性はあるか。
- (6) 表示の適切性について
- ① 注記は適切か。
 - ② 誤字や脱字がないか。
 - ③ 参考・引用文献の表示は適切か。
 - ④ 字数は適切か。
 - ⑤ 図表は見やすいか。
- (7) 倫理について
- ① 研究方法が倫理上問題にならないかが検討・吟味されているか。
 - ② 研究対象や被験者に関する個人情報やその処理について十分配慮されているか。

- ③ 研究実施に際して、十分な説明と理解が得られているか。

修士論文の評価は上記を勘案し、主に独創性、有用性、精緻性の3つの視点から行い、以下の4段階とする。

- | | |
|----|----------------------------|
| 優 | 優れた修士論文である。 |
| 良 | 良好な修士論文である。 |
| 可 | いくつかの問題点はあるが、修士論文として認定できる。 |
| 不可 | 修士論文としての水準に達していない。 |

2 修士論文最終試験実施要項

- (1) 提出された修士論文の内容についての質疑応答。
- (2) 論文作成にあたって、どのような研究を行ったかについての質疑応答。
(修士論文に関連する研究についての知識は十分であるか。)
- (3) 研究成果のさらなる発展の可能性についての質疑応答。
上記の観点から最終試験を行い、以下の4段階で評価する。
- | | |
|----|---|
| 優 | 優れた研究が行われ、独力でさらなる研究の発展が期待できる。 |
| 良 | 良好な研究が行われたと認められる。 |
| 可 | いくつかの問題点はあるが、一定水準の研究が行われたと認められる。 |
| 不可 | 適切な研究が行われたとは言い難い。
なお、修士論文審査及び最終試験のいずれか又は両者が不可であれば、不可とする。 |

附 則

この審査基準及び最終試験実施要項は平成26年12月9日から施行する。

神戸親和大学大学院科目等履修生規程

平成14年5月21日 制定
最新改正 令和6年2月16日

(趣 旨)

第1条 神戸親和大学大学院学則(平成13年5月24日制定。以下「大学院学則」という。)第25条第1項に規定する科目等履修生については、この規程の定めるところによる。

(出願資格)

第2条 科目等履修生となることを出願できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 本学学部で4年次生で、出願における指導教員の推薦を受けた者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) その他神戸親和大学大学院(以下「本大学院」という。)において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学の時期)

第3条 科目等履修生の入学時期は、各学期の始めとする。

(出願手続)

第4条 科目等履修生として入学を志願する者は、学校法人親和学園学費規程(平成13年9月28日制定。以下「学費規程」という。)に定める検定料を添えて次の書類を所定の期日までに提出しなければならない。

- (1) 科目等履修願
- (2) 履歴書
- (3) 健康診断書
- (4) 最終学校卒業証明書及び成績証明書 各1通

(選考及び許可)

第5条 科目等履修生の選考は、前条の書類の審査によるほか、必要に応じて面接試験を行い、研究科委員会の議を経て学長が許可する。

(在籍期間)

第6条 科目等履修生の在籍期間は、1年以内とし、更に科目等履修を希望する者は、改めて願い出なければならない。その場合は、1年を限度とする。

2 科目等履修生の在籍期間は、本大学院の正規の在籍期間に加えない。

(年間取得単位数)

第7条 科目等履修生が、1年間に履修できる単位数は、10単位以内とする。

2 授業科目によっては、履修を許可しない場合がある。
(単位の認定)

第8条 科目等履修生が受講した授業科目について試験を受け、これに合格した場合は、所定の単位を与える。

2 科目等履修生の修得単位、在学期間等については、本人の請求により所定の証明書を交付する。
(許可の取消し)

第9条 科目等履修生が本学の規則に違反したと認められる場合には、学長は研究科委員会の議を経て、科目等履修生の許可を取り消すことができる。

(授業料等)

第10条 科目等履修を許可された者は、学費規程に定める登録料及び授業料を所定の期日までに納入しなければならない。
(取消し等)

第11条 所定の期日までに科目等履修登録料及び科目等履修授業料を納入しない場合は、科目等履修の許可を取り消す。

2 いったん納入した科目等履修登録料、科目等履修授業料その他の、返還しない。

(準 用)

第12条 この規程に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、大学院学則その他本学の諸規程を準用する。

附 則

この規程は、平成25年10月8日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

神戸親和大学大学院生の科目等履修生に関する取扱要領

平成14年 3 月 6 日 制定	は、この限りでない。また、日本語教員資格関係科目の履修は12単位以内とする。
大学院生が学部の授業科目を科目等履修生として受講する場合は、この要領によるものとする。	2 科目等履修生に関する費用については、学校法人親和学園学費規程（平成13年 9 月28日制定）に定めるものとする。
1 大学院生が一年間に履修できる単位数は、 8 単位以内とする。	3 教育実習等の実習費については、別途、納入しなければならない。
ただし、教育学専攻に限り、教育職員免許状取得のための履修並びに外国人留学生が神戸親和大学学則別表第 1 - 1 に定める日本語コミュニケーションの科目及び同学則別表第 1 - 2 に定める外国人学部留学生対象の科目を履修する場合	附 則 この要領は、平成29年 9 月 5 日から施行する。

神戸親和大学大学院単位認定取扱要領

平成26年 1 月 8 日 制定	うとする者は、別に定める期日までに所定の「単位認定願」に成績証明書等の単位取得を証する書類を添えて学生サービスセンター事務局教務担当を経て研究科長に願い出なければならない。
（趣 旨） 第 1 条 この要領は、神戸親和大学大学院学則（平成13年 5 月24日制定。以下「院学則」という。）第11条第 2 項の規定による本大学院に入学する前に大学院において修得した単位（以下「入学前単位」という。）、院学則第11条の 2 の規定により他の大学との協定に基づき修得した単位（以下「協定単位」という。）及び院学則第20条の規定により留学先大学院等で修得した単位（以下「留学単位」という。）を本大学院において修得した単位とみなす単位認定等の取扱いについて定めるものとする。	（認定） 第 3 条 単位の認定は、授業内容の相当した授業科目については、本大学院の授業科目名に読み替えることとし、本大学院に相当する科目がなく、かつ、本大学院の授業科目として適当と判断される場合は、当該授業科目名で認定する。ただし、本条に定めるもののほか、別の方法により認定することがある。
（単位認定等に関する事務手続） 第 2 条 入学前単位、協定単位及び留学単位の単位認定の事務手続は次のとおりとする。	（承認） 第 4 条 前条の認定については、研究科委員会の承認を得るものとする。
（ 1 ） 他の大学との協定に基づき授業を受けようとする者は、別に定める期日までに所定の「履修登録願」を学生サービスセンター事務局教務担当を経て研究科長に願い出なければならない。ただし、履修登録できる単位数は年間 6 単位以内とする。	（登録） 第 5 条 第 3 条により認定された単位は、本大学院所定の成績原簿に「認定」として登録する。
（ 2 ） 入学前単位、協定単位及び留学単位の認定を受けよ	附 則 この要領は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

神戸親和大学大学院研究生規程

平成15年 7 月25日 制定	（研究生登録料及び研究指導料） 第 7 条 研究生として許可された者は、学校法人親和学園学費規程（平成13年 9 月28日制定）に定める研究生登録料及び研究指導料を所定の期日までに納入しなければならない。
（趣 旨） 第 1 条 神戸親和大学大学院学則（平成13年 5 月24日制定。以下「学則」という。）第24条第 1 項に規定する研究生については、この規程の定めるところによる。	2 所定の期日までに研究生登録料及び研究指導料を納入しない場合は、研究生の許可を取り消す。
（出願資格） 第 2 条 研究生として出願できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。	3 実験、実習等及び研究に要する実費は、研究生の負担とする。
（ 1 ） 大学院修士課程を修了した者	（研究報告と修了認定）
（ 2 ） その他神戸親和大学大学院（以下「本大学院」という。）において、修士課程を修了した者と同等以上の学力があると認めた者	第 8 条 研究生は、所定の研究が修了したときは、研究報告書等により研究の成果を指導教員に提出しなければならない。
（出願手続） 第 3 条 研究生を志願する者は、学校法人親和学園学費規程（平成13年 9 月28日制定。以下「学費規程」という。）に定める検定料を添えて、次の書類を所定の期日までに提出しなければならない。	2 所定の研究が修了した研究生の修了認定は、研究生研究結果報告書（様式第 1 号）に基づき、研究科委員会の議を経て学長が行う。
（ 1 ） 研究生願書	（修了証書の授与）
（ 2 ） 研究計画書	第 9 条 修了認定を受けた研究生には、学長が研究修了証書（様式第 2 号）を授与する。
（ 3 ） 履歴書	（証明書の交付）
（ 4 ） 健康診断書	第10条 研究生が研究事項について証明を願い出た場合は、証明書を交付することができる。
（ 5 ） 最終出身学校の修了（見込み）証明書及び成績証明書	（研究施設等の利用）
（ 6 ） その他本大学院が必要と認める書類	第11条 研究生は、所定の手続を経て本学の研究施設並びに設備及び附属図書館を利用することができる。
2 研究生を志願する者のうち、本大学院の出身者は、前項各号に定める書類のうち第 3 号及び第 5 号の書類の提出を不要とする。	（研究の中止）
（選考及び許可）	第12条 研究生が研究を中止しようとするときは、指導教員を経て学長に願い出なければならない。
第 4 条 研究生は、研究指導を受けようとする教員の所属する専攻において、前条の書類の審査によるほか、面接試問等により選考し、研究科委員会の議を経て学長が許可する。	（除 籍）
（開始時期） 第 5 条 研究生の開始時期は、原則として学年又は学期の始めとする。	第13条 研究生が本学の規則に違反し、又は病気その他の事由により成業の見込みがないと認められる場合は、研究科委員会の議を経て学長が除籍する。
（研究期間） 第 6 条 研究期間は、原則として 1 年又は 6 月とする。ただし、更に研究を継続しようとするときは、その理由を添えて学長に願い出なければならない。	（準 用） 第14条 この規程に定めるもののほか、研究生に関する必要な事項は、本大学院学則その他本学の諸規程を準用する。
附 則 この規程は、平成16年 4 月 1 日から施行する。	
様 式 略	

神戸親和大学大学院授業料免除規程

平成14年 3月22日 制定	(選 考)
(目 的)	第4条 この規程による授業料免除者は、研究科委員会で選考決定する。
第1条 この規程は、神戸親和大学大学院（以下「大学院」という。）に在学し、学業・人物ともに優秀で、研究意欲がありながら経済的理由により修学困難と認められる者に対し、授業料を免除し、学業・研究を継続させることを目的とする。	2 選考の基準は、日本学生支援機構第一種奨学金の基準を準用する。
(免除額と期間)	(免 除)
第2条 免除額は、年間授業料相当額又はその半額とする。	第5条 授業料免除者に採用された者は、所定の期日までに手続を行わなければならない。
2 免除期間は、当該年度限りとする。ただし、次年度も出願することができる。	(授業料免除の停止及び取消し)
3 授業料免除を受けられる期間は、大学院学則（平成13年5月24日制定。以下「学則」という。）第5条第1項に定める標準修業年限（2年）以内とする。ただし、同条第2項に定める計画的な履修を認められた学生については、許可された修業年限以内とする。	第6条 授業料免除者が次の各号のいずれかに該当するときは、研究科委員会で審議の上、授業料の免除を停止又は取消しをすることがある。
(申請手続)	(1) 学則による懲戒処分を受けたとき。
第3条 授業料免除を受けようとする者は、次の書類を所定の期日までに提出しなければならない。	(2) 休学、退学又は除籍となったとき。
(1) 願書（所定様式）	(3) 願書及び提出書類に虚偽の記載のあることが判明したとき。
(2) 主たる学費支弁者の所得証明書等家計の状況を証明するもの	(4) その他授業料免除者として不適当と認められたとき。
(3) その他本学が必要と認めたもの	(事 務)
2 この規程による授業料免除以外に奨学金又は修学補助の給付若しくは貸与を受けている者は、この授業料免除の申請はできない。ただし、研究科委員会において、学費の支弁が著しく困難であると認められた者は、この限りでない。	第7条 この規程に関する事務は、学生サービスセンター事務局学生担当において行う。
	附 則
	この規程は、平成22年7月20日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

神戸親和大学大学院文学研究科長期履修学生規程

平成18年 4月21日 制定 最新改正 令和6年 2月16日	(3) 第1年次に在学する者が第2年次から希望する場合、10月に入学した者については、第1年次の9月10日まで
(趣 旨)	(許 可)
第1条 この規程は、神戸親和大学大学院学則（平成13年5月24日制定。以下「大学院学則」という。）第13条第4項の規定に基づき、本大学院文学研究科教育学専攻における計画的な履修を認められた学生（以下「長期履修学生」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。	第5条 前条の申請に対しては、本大学院研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の議を経て、学長が許可する。
(修業年限及び在学年限)	(履修期間短縮の申請手続)
第2条 長期履修学生の修業年限は、年度単位とし、3年又は4年とする。ただし、第2年次から長期履修学生として認められた者は、第2年次から2年とする。	第6条 長期履修学生が履修期間の短縮を希望する場合は、所定の長期履修期間短縮申請書を、短縮による修了予定年度の前年度の3月10日又は9月10日までの間に大学院担当に提出しなければならない。
2 前項の修業年限を超えて在学する場合、在学年限は、大学院学則第5条に定める年限とする。	2 前項の履修期間の短縮は、標準修業年限（2年）への短縮を含むものとする。
(申請資格)	(履修期間短縮の許可)
第3条 長期履修学生を希望することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、第2年次に在学する者は、申請することができない。	第7条 前条の申請に対しては、研究科委員会の議を経て、学長が許可する。
(1) 職業を有する者	(履修計画書の提出)
(2) 学部の日本語教員資格関係科目の科目等履修を希望する者	第8条 長期履修学生は、毎年度履修登録時に許可された修業年限が終了する年度までの履修計画を所定の履修計画書に記載し、専攻主任の承認を得て大学院担当に提出しなければならない。
(3) その他本大学院教育学専攻会議において認められた者	(学 費)
(申請手続)	第9条 長期履修学生の学費の額は、別にこれを定める。
第4条 長期履修学生を希望する者は、所定の長期履修申請書を、また、前条第1号による申請者は在職を証明する書類を添えて、次の各号に定める期日までに学生サービスセンター事務局大学院担当（以下「大学院担当」という。）に提出しなければならない。	(雑 則)
(1) 第1年次から希望する場合、出願書類提出時	第10条 この規程に定めるもののほか、長期履修学生に関し必要な事項は、別にこれを定める。
(2) 第1年次に在学する者が第2年次から希望する場合、4月に入学した者については、第1年次の3月10日まで	
	附 則
	この規程は、平成28年7月5日から施行し、平成28年度入学生から適用する。
	附 則
	この規程は、令和6年4月1日から施行する。